

平成19年度市民税・県民税

市では、市民の皆さんが豊かで健康な暮らしができるよう、広い範囲にわたりいろいろな仕事を行っています。その資金は税金であり、皆さんのそれぞれの収入などに応じて納付していただいています。その税金のひとつに住民税があります。この住民税とは、一般に市民税と県民税をあわせてものをいいます。

個人の住民税には、税金を負担する能力のある方が均等の額で負担する均等割、その人の所得金額に応じて負担する所得割の二つから構成され、その年の1月1日現在に住んでいる市区町村で前年中の所得に基づき課税されることになっています。

課税課（区内線2231、2236）

市・県民税を納める方

平成19年1月1日現在

- ・市内に居住し、18年中に一定以上の所得のあった方
- ・市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方（均等割のみ）

市・県民税が課税されない方

【均等割も所得割もからない方】

- ・18年中に所得のなかった方
- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦（寡夫）で、18年中の合計所得金額が125万円以下の方
- ・18年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方

32万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）

＋18万9千円

※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、18万9千円を加算します。

【所得割がからない方】

- ・18年中の総所得金額等が、次の算式で求めた額以下の方

35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）

＋32万円

※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。

納める方法

市・県民税を納める方法には、次の2つの方法があります。

●納税通知書で納める方法（普通徴収）…事業所得者、公的年金受給者など

※市から個人あてに直接送付する納税通知書（6月5日（火）に発送）により、年税額を平成19年6月、8月、10月、20年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。

●勤務先で給与から差し引いて納める方法（特別徴収）…給与所得者

※年税額を平成19年6月から20年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めていただきます。

税額の計算方法

課税総所得金額
（所得金額－所得控除額①）

×

税率10%②

=

所得割額

所得割額

－

税額控除③

＋

均等割額④

=

年税額

①所得控除の種類／

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

②税率／

課税総所得金額	市民税	県民税
一律	6%	4%

③税額控除／調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除額および株式等譲渡所得割額控除額
※市・県民税には、住宅借入金等特別控除や政党等寄付金特別控除などの制度はありません。

④均等割額／市民税…3,000円、県民税…1,000円

土地・建物などの分離譲渡所得は計算方法が異なります。税率、そのほかについて細かく規定されていますので、詳しくはお問い合わせください。

平成19年度の主な改正点

□税源移譲による改正点

●税率の変更…市・県民税の

税率が10%になります。これは、国の税金である所得税を引き下げる代わりに、地方の税金である住民税を引き上げるからです。

課税総所得金額	平成18年度以前の税率		平成19年度以降の税率	
	市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
200万円以下	3 %	2 %	6 %	4 %
200万円超～700万円以下	8 %			
700万円超	10 %	3 %		

※課税総所得金額とは、総所得から所得控除を差し引いた税率をかける前の金額です。

- 調整控除の新設…税源移譲前後の「市・県民税＋所得税」の納税者負担を変えないようにするため、調整控除が新設されました。個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、市・県民税を減額するものです。

□その他の改正点

- 定率減税の廃止…平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されました。税源移譲では基本的に税負担は変わりませんが、定率減税が廃止されたことにより、納税額は増加します。

平成18年度	平成19年度以降
個人住民税所得割額の7.5%相当額 ※その額が2万円を超えときは2万円	廃 止

- 65歳以上の方にかかる非課税措置廃止に伴う経過措置…

合計所得金額125万円以下(年金のみの場合は、年金収入245万円以下)の方に対する非課税措置が、平成18年度に廃止になりました。急激な税負担の増加を避けるため、経過措置がとられており、19年度は、平成17年1月1日現在で65歳に達していた方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)の年税額の3分の1相当額が、減額になります。

平成18年度	平成19年度
個人住民税所得割・均等割額の3分の2を減額	個人住民税所得割・均等割額の3分の1を減額



税源移譲

税源移譲で市・県民税がどう変わるの？

□所得税が減り、市・県民税が増えます

市や県が、身近でよりよい行政サービスが行えるよう、所得税から市・県民税へ税源の移し替えを行います。

□税源移譲によって、所得税と市・県民税を合わせた納税額は基本的には変わりません

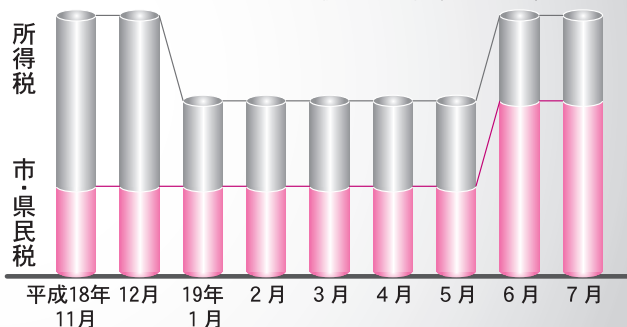
税源移譲によって市・県民税が増えますが、その分所得税が減るため、基本的には所得税と市・県民税を合わせた納税額は変わりません。

□所得税と市・県民税の納付方法によって、税源移譲の影響がでる時期にズレがあります

例えば、サラリーマンの方ように、毎月の給料から税金を天引き(特別徴収)されている方は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、市・県民税の増加は平成19年6月の給料からになりますので、税負担の減少が先行します。

一方、事業を行っている方は、市・県民税の増加は平成19年6月から、所得税の減少は平成20年3月の確定申告から実施されますので、税負担の増加が先行します。

サラリーマンの方の納税額の変化(イメージ)



税源移譲に伴い、多くの方が市・県民税が増えることになります。口座振替の手続きをされている方は、振替金額にご注意ください！